

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年4月5日（金）午後4時30分～午後5時40分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第3会議室

3 本委員会に出席した委員（21名）

農業委員		推進委員	
1番	住吉 一久	1番	水島 忠彦
2番	山岡 知博	3番	長井 浩信
3番	弓野 良子	4番	中島 優一
4番	青木 清美	5番	寺崎 裕子
5番	水島 英樹	6番	数家 善継
6番	大濱 秀弥	7番	田中 耕一
7番	折谷 秀幸	8番	坂藤 正敏
8番	荒尾 和彦	10番	坂口 洋紀
9番	高嶋 香織		
10番	清水 智也		
11番	中野 義博		
13番	大森 雅昭		
14番	石原 孝之		

4 本委員会に欠席した委員（3名）

農業委員		推進委員	
12番	清水 正雄	2番	青嶋 直通
		9番	河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する件
- (5) 議案第5号 非農地通知申出の件
- (6) 議案第6号 令和6年度農作業参考料金の決定の件
- (7) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- (8) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、4月の農業委員会定例会を開会いたします。
会議に先立ちまして、4月1日付けの人事異動により、事務局にも異動がございましたので、ご報告申し上げます。
私、平坂ですが、農林水産課長を拝命し、農業委員会事務局長となっております。
また、後任として、総務政策課から佐渡主幹が異動しております。
山崎主査を含め、引き続きよろしく願いいたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、4月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により4番 青木 清美 委員、5番 水島 英樹 委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会長 議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしく願いいたします。
それでは、議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案1号1番、5条における転用申請の案件です。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条ならびに第15条の規定により意見を求めます。

令和6年4月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

この申請地は、農振農用地区域にあったことから、昨年、本委員会定例会に除外案件として付議された案件であります。

現在、農業振興計画の縦覧中であり、来月7日までに異議の申し立てがなければ、富山県知事から農振計画変更の同意がなされ、朝日町から除外認可が下りるものであります。

縦覧に供された時点で、転用申請が可能なことから、本日、議案として付議されたものであります。

農業委員会において許可相当として県に進達されたものは、当月下旬に転用許可されますが、除外の許可が下りるまでは、許可が保留されることになっております。

1番 譲受人は、黒部市北新〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は、朝日町横水〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町横水〇〇番〇、地目は田、〇〇㎡です。

現況は、農地の畔部分であります。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ第1種農地、除外後の用途は、植栽剪定作業用の通行用地です。

弓野良子委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、2ページをご覧ください。

大家庄地区横水地内で、県道朝日・宇奈月線沿いにあります。

譲受人の住所地は、黒部市ですが、日常生活は、朝日町横水であります。

譲受人は、平成20年2月に新築され、15年になります。

新築当時は、想定もしていなかった植栽が隣地境界線上に建てたフェンスの高さを越えて伸び、造園業者が作業しづらくなりました。

このため、隣接地に5年前に自宅を新築した譲渡人に造園業者が植栽を剪定する軽トラック1台の幅を賃貸させてほしい旨の交渉をしたところ、快諾を得たので、防草シートを敷いて利用しています。

譲受人も高齢になり、土地関係を整理しておきたいと考え、申請に至ったものです。

既に違反転用の状態であり、始末書の提出を受けています。

転用面積22㎡の土地利用につきましては、軽トラック1台分の幅2m、道路までの残りの面積11mであり、妥当な面積であると考えます。

なお、申請地一帯は、10ha以上の農地が広がる第1種農地であり、昭和47年から昭和59年まで県営ほ場整備事業（大家庄）及び平成19年度から平成24年度まで県営土地改良総合整備事業（大家庄東部）の土地改良事業が実施された地域であります。事業完了から新しいものでも10年を経過しており、8年要件をクリアしており、朝日町土地改良区及び横水町内会長からも同意を得ております。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地ですが、申請地以外の土地とすることが必要かつ適当で、その土地以外に代替すべき土地がないこと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件、田1筆、22㎡の転用となります。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。
弓野良子委員から意見書を提出いただいておりますので、報告願います。

弓野委員 事務局から説明のあったとおりであり、現地も確認しておりますが、今回の案件につきましては、問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可

いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、11ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は1件となり、

田：5筆：13,090.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、13,090.00㎡、新規設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各1件、13,090.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、町外の貸し手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は24件となり、

田：91筆：89,037.30㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、10ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

3年未満の借り手及び貸し手が、2件、2,586.00㎡、うち再設定を含む申請は、1件、2,433.00㎡となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、3,206.30㎡、うち再設定を含む申請は、2件、3,024.30㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、15,156.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、19件、68,089.00㎡、うち再設定を含む申請は、12件、57,734.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各24件、89,037.30㎡のうち、借り手は全て公

社になっております。

町外の貸し手は、6件、17,710.30㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、14ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は25件となり、

田：92筆：89,721.30㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、3件、3,270.00㎡、うち再設定を含む申請は、2件、3,117.00㎡となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、3,206.30㎡、うち再設定を含む申請は、2件、3,024.30㎡となっております。

6年以上及び10年未満の借り手及び貸し手が、1件、15,156.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、19件、68,089.00㎡、うち再設定を含む申請が、12件、57,734.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各25件、89,721.30㎡のうち、貸し手は全て公社になっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が1件含まれております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第2号及び議案第3号において、当事者である〇〇〇〇委員、〇〇〇〇推進委員及び〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、13ページの議案第3号155番について審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。

13ページの議案第3号155番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、13ページの議案第3号156番について審議したいと思います。
当事者である〇〇〇〇推進委員は、しばらく退室となります。

(〇〇推進委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
13ページの議案第3号156番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇推進委員の退室を解きます。

(〇〇推進委員 着席)

会 長 次に、14ページの議案第3号173番について審議したいと思います。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
14ページの議案第3号173番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、いまほどの当事者の案件以外の議案第2号及び議案第3号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する件」を上程いたします。
事務局から説明願います。

事 務 局 16ページをご覧ください。

議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する件」、次のとおり農用地区域からの除外願いがあり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、朝日町長から意見を求められておりますので、審査願います。

令和6年4月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

除外2件です。

1番 願出者は、譲渡人である黒部市植木〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。
除外後の譲受人は、入善町入膳〇〇〇番〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町大屋新〇〇番、地目は田、現況は雑種地、面積630㎡です。
農地区分は10ha以上の広がりをもつ第1種農地、除外後の用途としては、除外後の用途としては「一般住宅敷地」であり、現状は、埋め立てられた状態にあります。

申請地につきまして、17ページ左側をご覧ください。

泊2区、大屋新地内であり、松涛町内の北側にあります

願出人であり譲渡人は、現在黒部市に住んでおり、仕事が忙しいことなどから、申請地の維持管理が難しいと考えており、土地を整理したいと考えておられました。

一方、譲受人は県外出身であり、都会に住んでいたことから自然豊かな環境に住みたいという憧れをもっていた折、朝日町を紹介している本を読んで感銘を受けられ、朝日町に住みたいと思うようになりました。

子どもがアレルギー体質であることから、密集した住宅地を避けて風通しがよく、小学校や医療機関が近い場所を探していたところ、申請地を紹介してもらった。

現地を訪れて安心して子育てできる環境であり、是非この地に住みたいと願出人に売買の打診をしたところ、承諾され、今回の申請に至りました。

既に違反転用の状態であり、願出人からは、始末書の提出を受けています。

この度の申請地は、居宅200㎡、庭の一部及び通路191㎡、駐車スペース約90㎡、そして、アレルギー体質の子どものために無農薬野菜を食べさせるための家庭菜園スペース150㎡として使用予定です。

除外面積630㎡は、妥当かつやむを得ない面積であると考えます。

申請地一帯は、昭和61年から平成2年まで団体営土地改良総合整備泊北部(大屋)の土地改良事業が実施された地域ではありますが、事業完了から新しいものでも、31

年を経過しており、8年要件をクリアしており、朝日町土地改良区及び大屋新町内会長からも同意を得ております。

今後、除外が認められた場合には、5条の転用許可申請が提出されることとなります。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地ではありますが、転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより、事業の目的を達成できるとは認められない」こと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

2番 願出者は、朝日町道下〇〇〇〇番地、〇〇〇〇外5名です。

除外後の譲受人は、〇〇〇です。

申請地は、朝日町浜草野〇〇番外7筆、地目は田、現況も田、総面積11,003㎡です。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ第1種農地、除外後の用途としては、浜草野工業用地整備であります。

申請地につきましては、17ページ右側をご覧ください。

松涛町の北側で、2級河川寺川に隣接をしており、申請地の北は、大屋海岸となっております。

朝日町に対して、水産動植物の畜養加工企業から、朝日町での工場建設のための海沿いで約10,000㎡の土地取得に関する照会がありました。

町としましては、朝日町の漁業や企業誘致の観点から、申請地に町の土地があったこと、申請地の土地所有者さんに理解を得られたことから、企業誘致の一環として工場建設敷地の造成を行うこととし、この度の申請に至りました。

申請地一帯は、昭和61年から平成2年まで団体営土地改良総合整備事業泊北部(東草野)の土地改良事業が実施された地域ではありますが、事業完了から新しいものでも、31年を経過しており、8年要件をクリアしており、朝日町土地改良区及び大屋新町内会長からも同意を得ております。

今後、除外が認められた場合には、4条及び5条の転用許可申請が提出されることとなります。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地ではありますが、転用目的が「水産動植物の養殖用施設」ということで許可基準を満たしており、許可は可能と認識しております。

会 長 　ただ今、説明ありました議案第4号の議案につきまして、審議したいと思っております。まずは、議案第4号の1番について、ご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からの異議はないものといたします。

会 長 次に、議案第4号の2番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からの異議はないものといたします。

会 長 次に、議案第5号「非農地通知申出の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第5号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

非農地の判断は、農地パトロールの際に、ご説明しておりますが、一般に「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」や「その土地が周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」で、基盤整備等が計画されていない土地について、「農地に該当しない」ことを判断します。

申請人は、1番から6番までの6名の方から申請がありました。

いずれの申請地におきましても、山から流れ出る土砂等を受ける谷止工などの治山工事を行うに当たって農地の存在が判明しました。

エリアは、保安林指定した上で、工事を行います。農地があると保安林指定することができず、非農地判断によって、地目を変更したいものであります。

19ページから20ページまでをご覧ください。

具体的に田の位置を紐づけることができないので、概ねのエリアを記させていただきます。

まず、1か所目は蛭谷地内の西戸谷、2か所目は元屋敷地内、3か所目は南保高畠地内です。

いずれの箇所も、申請地一帯は、山林化しており、農地に必要な水源の確保や現地へ向かう道も荒廃しており、農地に復元したとしても、継続して利用することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能であると考えます。

以上、非農地通知申出の件として、6件、田15筆、2,910㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明ありました議案第5号の議案につきまして、審議したいと思っております。ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、非農地とし、申請人に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 次に、議案第6号「令和6年度農作業参考料金の決定の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第6号「令和6年度農作業参考料金の決定の件」、次のとおり、令和6年度農作業参考料金案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

令和6年4月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

当委員会が示している農作業参考料金については、改定のルールとして、例年、3年に1度の見直しを行っており、直近では、令和4年度に改定を行ったところであります。

また、当委員会では、富山県農業会議が示す農作業料金と当委員会が示す農作業参考料金に5%を超える増減が生じた際には、3年に1度に限らず、見直しを検討するものとしております。

令和6年度の農作業参考料金については、本来であれば、見直しの時期ではありませんが、先般、富山県農業会議から示された農作業料金と当委員会が示している農作業参考料金に5%を超える増額が生じたため、2月定例会において相談させていただいたところ、物価高騰等の状況も鑑みて、農作業参考賃金策定協議会において検討してはどうかというご意見をいただきましたので、去る3月28日に農作業参考賃金策定協議会を開催し、協議した結果、23ページのとおり改定案が示されました。

(改定案の詳細については、資料に基づき説明)

会 長 ただ今、説明ありました議案第6号の議案につきまして、審議したいと思えます。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、原案のとおり決定し、農業委員会名にて公表することといたします。

会 長 次に、3 令和6年度最適化活動の目標の設定等についてであります。
事務局より説明願います。

事務局 3 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、資料に基づき説明

会 長 ただ今、説明あったことにつきまして、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、原案のとおり決定いたします。

ただ今の目標の下、活動を行って参りましょう。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…5月8日(水) 16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして4月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時40分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員